



カスタマーハラスメント研修

令和8年10月1日から事業所に対して
カスタマーハラスメント対策、求職者等に対する
セクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

介護現場を守るカスハラ対策はお済みですか？



介護事業者が整備すべき5つのポイント

- ※運営規程・契約書・電子掲示の整備
- ※相談体制の構築
- ※職員研修の実施
- ※発生時の対応マニュアル
- ※再発防止策の実施

介護事業所はカスハラ対策を**努力義務**ではなく
必須対応として実施する必要があります。
運営規程や研修、相談体制、対応マニュアル、
再発防止策を整備することで、職員の安全と
尊厳を守り、事業所の安定運営を確保できます。

基本料金 50,000円 (税込)

研修時間 約2時間

プロの講師が直接事業所に伺い
研修を実施いたします！

【講師紹介】

特定社会保険労務士
トモノ社労士事務所代表

三輪 伴典 氏

労務管理はもとより、人材コンサル
ティングやセミナーを通じて従来の
枠にこだわらない自由な発想やアイ
デアで、日々新しい社労士像を追求
している。
ハラスメント研修・企業等研修・人材
(求人・育成・定着)に関するセミナー
実績多数。

介護事業所における必要とされる対策について
ハラスメント対策しているけれど不十分かもしれない・・・
ハラスメント対策どうしたらいいの？

「ケア」と「カスタマーハラスメント」の線引きを明確にしたい！
こんなお悩みの事業所様にオススメです！

法令 2026年10月の改正労働施策総合推進法
すべての介護事業者にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策の義務化が施行されます。

義務化の背景と法的根拠

2026年10月の改正労働施策総合推進法により全業種でカスハラ防止の雇用管理上措置が義務化されます。介護事業所では労働法上の雇用管理措置に加え、介護報酬・運営基準上の整備も求められます。これは、職員の疲弊や離職を防ぎ、事業所の安定運営を確保するための重要な施策です。また、利用者や家族からの不当要求や暴言、性的言動などに対して事業所として組織的に対応する責任が明確化されます。（厚生労働省）

【お申込み・お問い合わせ】

公益財団法人 介護労働安定センター 静岡支部

〒420-0837 静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2階
TEL:054-252-0222(平日8:30~17:00) FAX:054-252-0122(いつでも受信可)
担当:望月・伊賀・川口



静岡支部HP



静岡支部LINE



(公財) 介護労働安定センター 静岡支部 宛

カスタマーハラスメント研修申込書

必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください 申込日：令和 年 月 日

法人名			
事業所名			
所在地	〒 - .		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	@		
申込者氏名	フリガナ	役職	
【講習・セミナーの広告送信の承諾について】 今後開催予定の講習・セミナー等（有料を含む）の募集チラシ送信の承諾に関して、 ☒ チェックをお願いします。 ☐ メール送信を承諾する ☐ FAX送信を承諾する ☐ メール・FAX送信を承諾しない			

※申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、研修・講習実施に必要な範囲で使用のほか、当センター事業のご案内に使用させていただきます。それ以外の目的には使用いたしません。

ご相談希望日時または研修希望日時 ※事業所様の希望日をお伺いし、講師と日程調整いたします。

第一希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ~
第二希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ~
第三希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 ~
研修方法	① 対面型

<センター記入欄>